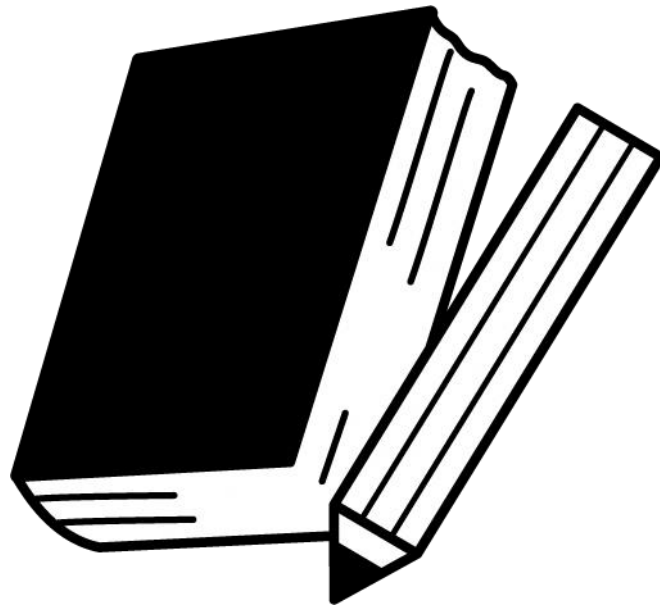


補助金に係る消費税及び地方消費税の  
仕入控除税額（返還額）の報告事務について



島根県地域振興部地域政策課  
令和3年6月版

## 目 次

### 1. 仕入控除税額報告の概要

- ①消費税の納付と補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ②報告の目的について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③報告の時期等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 2. 仕入控除税額の算定について

- ①フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ②返還額が0円の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ③返還額がある場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 3. 県への報告書類について

- ①返還額が0円の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ②返還額がある場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

※この資料は 地域政策課から補助金を受けた事業者が仕入控除税額の報告を行うための  
ものです。他課補助金に関することは、それぞれ補助金の交付事務を行った部署にお問い  
合わせください。

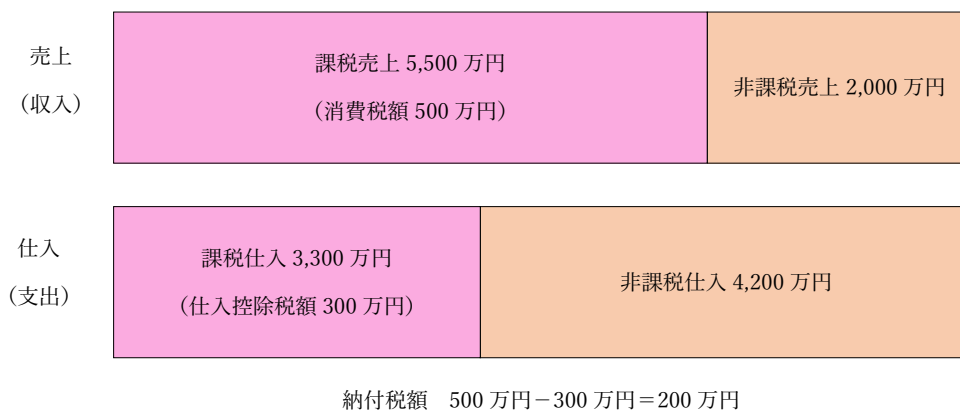
※消費税の申告方法については、税理士や税務署にご相談ください。

## 1. 仕入控除税額報告の概要

### ①消費税の納付と補助金について

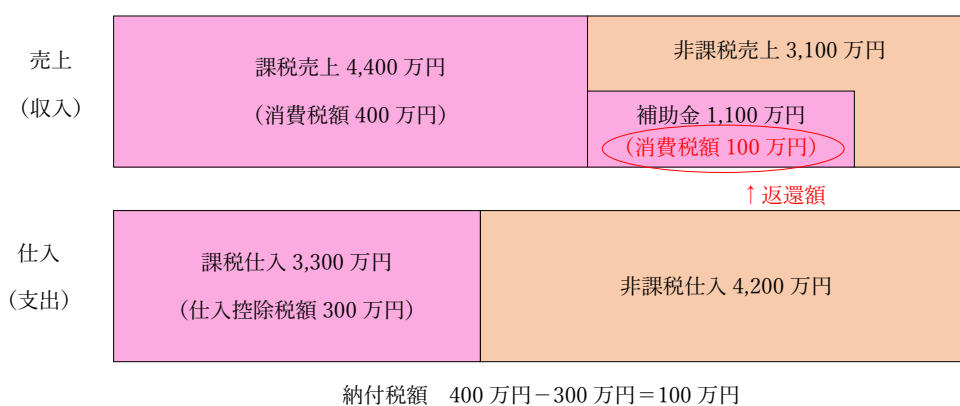
事業者は、課税売上に係る消費税から、課税仕入に係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）を控除した金額を、税務署に納付します。

#### ○一般課税の場合の例



一方、補助金は、消費税の負担を目的した部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないことになります。

#### ○一般課税で補助金がある場合の例



## ②報告の目的について

①の理由により、補助金交付要綱では交付の条件として補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告を定めており、これを行わないと交付条件違反として、補助金返還となる場合があります。

なお、報告された仕入控除税額（返還額）については、後日県から納付書（請求書）を発行しますので、事業者は、金融機関の窓口で納付してください。

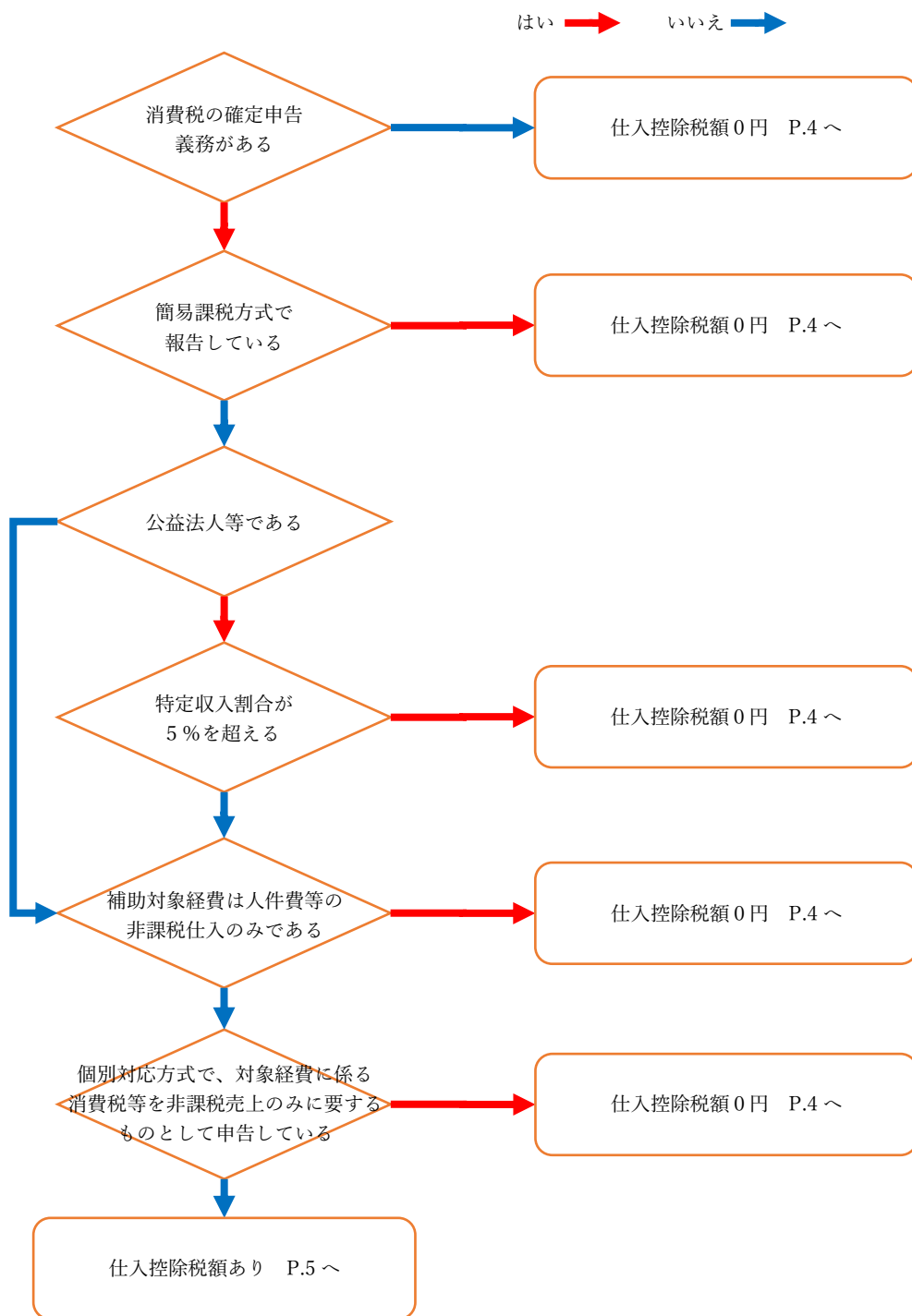
## ③報告の時期等について

多くの補助金交付要綱において、「消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には速やかに知事に報告しなければならない」と定めていますので、消費税の確定申告が終わり、消費税等に係る仕入れ控除税額が確定しましたら、適宜、報告をお願いします。

「速やかに」とは概ね1か月程度を目安にしてください。

## 2. 仕入控除税額の算定について

### ① フローチャート



## ②返還額が0円の場合

次のような事業者は、原則返還金がありません。

- ・消費税の申告義務がない。
- ・簡易課税方式で申告している。
- ・公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。
- ・補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するもの」として計上している。

※返還額が0円の場合でも、報告は必要です。

公益法人等とは・・・

地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。

詳しくは消費税法別表第三を確認してください。

③返還額がある場合

②以外の場合には、消費税等に係る仕入控除税額が発生しますので、次のとおり計算の上、県に報告してください。

※平成 26 年 3 月 31 日までの課税期間分については、10/110 の部分を 5/105 に、平成 26 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの課税期間分については、10/110 の部分を 8/108 に読み替えて計算してください。(令和 3 年 3 月時点)

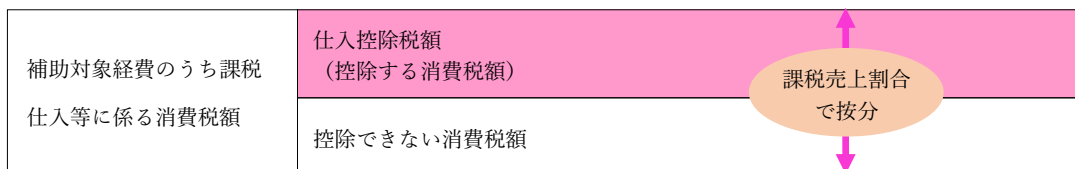
※課税仕入に係る税率が 2 種類含まれる場合はそれぞれ分けて計算し、それらを足し上げてください。

○課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下の場合

$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{10}{110}$$

○課税売上割合が 95%未満の場合又は課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円を超える場合

●一括比例配分方式を採用している場合



$$\boxed{\text{返還額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \boxed{\text{課税売上割合}} \times \frac{10}{110}$$

課税売上割合の計算

課税売上割合 = 課税売上高 (税抜) / 総売上高 (税抜)

※基本的に、仕入控除税額を計算するときは端数処理を行いません。

●個別対応方式を採用している場合

補助対象経費のうち課税仕入等に係る消費税額	A 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	B AとCに共通するもの	
	C 非課税売上のみに対応するもの	控除できない消費税額

課税売上割合  
で按分

$$\text{返還額} = \text{Aの返還額} + \text{Bの返還額}$$

$$\text{Aの返還額 (円未満切捨)} = \text{補助金額} \times \frac{\text{課税売上のみ}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$

$$\text{Bの返還額 (円未満切捨)} = \text{補助金額} \times \frac{\text{共通するもの}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

小数点以下の処理について

課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。

返還額については、円未満を切り捨ててください。



### 3. 県への報告書類について

#### ①返還額が0円の場合

ア 仕入控除税額報告書

イ 返還額がない理由を証する書類

- ・簡易課税制度で申告している →確定申告書（第3-(3)号様式又は第27-(2)号様式）
- ・特定収入割合が5%を超える →確定申告書、特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式可）

#### ②返還額がある場合

ア 仕入控除税額報告書

イ 確定申告書

ウ 付表2-3 又は附表2-1,2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

エ 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式可）…P.4の公益法人等のみ